

件 名	堺市博物館協議会規則の一部改正について		
提 案 理 由	緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない時などに、附属機関の会議を書面開催できるよう行うこととし、あわせて変更すべき点につき所要の改正を行うため、本件を上程するものである。		
議 案 (報 告) の 概 要 又は要旨	1 主な改正の内容 会議の招集、非公開、書面開催、会議録、庶務について所要の規則の一部改正を行うもの。		
	条文	変更内容	変更理由
	第3条 招集	【改正】 協議会の会議は、必要に応じて ・堺市博物館長（以下「館長」という。）が招集する。→ 会長が招集する。	第2条「会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。」とあり、他市の事例でも会長が招集することとなっている市が多いため。
	第4条 会議	【改正】 協議会の議決により、秘密会とすることができる。→ 出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。	本市の他の附属機関に関する規則に合わせて「秘密会」から「非公開」に文言の変更。
第5条 会議の特例	【新規追加】 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。	緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない時など、附属機関の会議を書面開催する場合、会議の特例に関する規定に基づき実施できるよう、規定整備を行う。	

議案（報告）の概要 又は要旨	第8条 会議録	<p>【新規追加】</p> <p>会長は次に掲げる事項を記録した 会議録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所 (2) 会 議に出席した委員の氏名 (3) 議 事の内容 (4) 前3号に掲げるもの のほか、会長が必要と認める事項</p>	現状の運用との整合性を図るととも に、本市の他の附属機関に関する規 則は規定があるため整備するもの。
	第9条 庶務	<p>【新規追加】</p> <p>協議会の庶務は、学芸課において 行う。</p>	現状の運用との整合性を図るととも に、本市の他の附属機関に関する規 則は規定があるため整備するもの。
	附則2	<p>【新規追加】</p> <p>委員の任期満了後最初に行われる 会議の招集は、第3条1の規定にか かわらず、教育長が行う。</p>	最初に行われる会議では会長が選出 されておらず、会長が招集できない ため。
	<p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>		
備考			
議決後必要 と なる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、 異議がないものとして回答する。</p> <p>□ その他（ ）</p>		

議案第30号

堺市博物館協議会規則の一部改正について

堺市博物館協議会規則について、次のとおり一部改正する。

令和3年8月18日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市博物館協議会規則の一部を改正する規則

堺市博物館協議会規則（昭和55年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、「堺市博物館長（以下「館長」という。)」を「会長」に改め、同条第2項中「館長」を「会長」に改め、「協議会の」を削る。

第4条第3項本文中「協議会の」を削り、同項ただし書中「協議会の議決により、秘密会」を「会長は必要があると認めるときは、出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開」に改める。

第7条を第10条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、学芸課において行う。

第5条第1項中「協議会の」を削り、同条第7項中「秘密会を開く」を「会議を非公開とする」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

別記様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市博物館協議会規則（昭和55年教育委員会規則第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○堺市博物館協議会規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市博物館条例（昭和55年条例第13号）第8条第6項の規定に基づき、堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（招集）</p> <p>第3条 協議会の会議は、必要に応じて<u>堺市博物館長（以下「館長」という。）</u>が招集する。</p> <p>2 <u>館長は、協議会の会議</u>を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び付議すべき事件を示して委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>（会議）</p> <p>第4条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが</p>	<p>○堺市博物館協議会規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市博物館条例（昭和55年条例第13号）第8条第6項の規定に基づき、堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（招集）</p> <p>第3条 協議会の会議（以下「<u>会議</u>」という。）は、必要に応じて<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>会長は、会議</u>を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び付議すべき事件を示して委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>（会議）</p> <p>第4条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが</p>

できない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会の議決により、秘密会とすることができる。

(傍聴)

第5条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿（別記様式）に自己の住所及び氏名を明記し、係員の指示により傍聴席に入らなければならない。

- 2 会長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している

できない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会議は、公開するものとする。ただし、会長は必要があると認めるときは、出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(会議の特例)

第5条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴人名簿（別記様式）に自己の住所及び氏名を明記し、係員の指示により傍聴席に入らなければならない。

- 2 会長は、傍聴席が満員になったときは、傍聴を制限することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している

者

- (4) 写真機又は録音機の類を携帯している者（第5項の規定により許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケンの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 議場の様子を撮影し、又は録音しようとする者は、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。

6 会長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、その者を退場させることができる。

7 会長は、秘密会を開くときは、傍聴人を退場させなければならない。

（関係者の出席）

者

- (4) 写真機又は録音機の類を携帯している者（第5項の規定により許可を受けた者を除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対して拍手、やじその他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケンの類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (3) 私語を慎み、放歌又は高笑いをしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 議場の様子を撮影し、又は録音しようとする者は、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。

6 会長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、その者を退場させることができる。

7 会長は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させなければならない。

（関係者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関する職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関する職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、学芸課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第3条第1項の規定

別記様式（第5条関係）

（略）

にかかわらず、教育長が行う。

別記様式（第6条関係）

（略）